

# 月例会ダイジェスト

令和 **3** 年度

4月	5月	6月	7月
			
コロナ休会	緊急事態宣言休会	緊急事態宣言休会	緊急事態宣言休会
8月	9月	10月	11月
			
緊急事態宣言休会	緊急事態宣言休会	清原淳平専務	高橋利行先生
12月	1月	2月	3月
			
水谷好洋先生	コロナ休会	コロナ休会	コロナ休会



## 同封資料

『提言』第8号

「腸内環境を整える」

「免疫力アップで病気を予防・改善」

3月初めに、1月7日からの政府の「緊急事態宣言」が3月22日に解除されるので、4月からは本格再開の方針でいたのですが、解除後のこの10日ほどの状況は、全国都道府県で感染率が高くなっており、また、国内でもイギリス型、ブラジル型、南アフリカ型などの変異ウイルスが増え、専門医たちも、第4次流行の恐れを危惧しております。

その後、政府から、いまのところ再度の緊急事

態宣言は出ておりませんが、より強い自粛要請が出ており、判断に迫られます。熟慮の末、このところ国会内でも、チラホラ感染者が出ており、多人数の集会の自粛要請もありますので、当団体も月例講話会の方は休会することにいたしました。

そこで、各種の部会や委員会ですが、そちらは、部会長、委員長の意向をうかがって決めることにいたしました。いま、部会長、委員長と連絡を取っておりますが、再開するという部会・委員会については、いずれ御案内状を差し上げますので、それに属する委員の方はよろしくお願い申し上げます。

また、会員の方々に、当団体の創立精神を知っていただきたいと思い、この新型コロナ休会中に、昭和54年の本格活動以降に刊行していた当時の機関紙『提言』（当「時代を刷新する会」の機関誌でもあった）の第1号から複製して御送付いたしましたところ幸い好評で、続けて読みたいとの要望が出ておりますので、今回は、その第8号を複製して、ここに御送付いたしました。



## 同封資料

FAX 配信のためなし

拝啓 陽春の候ながら、引き続き新型コロナウイルスには、苦慮しております。

私としては、月例会・部会・委員会を再開したい思いはやまやまなのですが、ともかく、現在は、政府の「緊急事態宣言」発令中、昨年からの各部会長・委員長との申し合わせでは、「緊急事態宣言」中は中止との方針なので、5月11日までの中止は当然ですが、さて、それ以降をどうするか悩んでおります。

私は、政府が3回目の「緊急事態宣言」を発令した

ので、コロナウイルスの抑制を期待し、5月後半からは再開できるのではないかと期待しておりました。しかし、4月末の現在の時点において、大阪府は連日1000人を越す感染者数で、兵庫県、京都府等々も増加しており、東京都も増加傾向にあり、4月29日はやはり、1000人を越す感染状況であります。こうした全国的な感染拡大傾向には、政府も苦慮されていると思います。

そこで、当団体として、現在の「緊急事態宣言」発令中の大連休の休会は当然として、後半については、今回の「緊急事態宣言」によりコロナウイルスが抑制されるか否かの結果が出る5月中旬まで待つて、その状況により、再開するか休会するかを決定することにいたします。

よろしく御了承下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

(清原記)

## 6月 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言のため休会



### 同封資料

「第52回新しい憲法をつくる国民大会・写真報告、改憲川柳入選句集」

私は、政府が3回目の「緊急事態宣言」を発令したので、コロナウイルスの抑制を期待し、5月の後半から再開できるのではないかと期待しておりました。しかしながら、新型コロナの変異種が次々とびこり、政府も、「緊急事態宣言」を5月31日まで延期されました。

現時点、感染症専門家には「緊急事態宣言の延長」意見が多く、政府はもう数日、感染状況を見たうえで、「緊急事態宣言」を延長するかどうか、判断する意向ですので、当団体としては、6月の前半は自粛し、6月中旬時の状況を見て、

6月後半に再開するかどうかを決めたいと考えております。

さて、今回は、政府の「緊急事態宣言」の法制度的意義について、参考資料を同封させていただきます。この資料は、恐縮ながら、当団体の執行兼専務理事の清原淳平が会長をしている別団体です。

昭和54年2月、岸信介会長から「自分は、知っての通り、日本国憲法の合法的合理的改正を念願としている。ついては、自分が会長をしている「自主憲法期成議員同盟」とその民間支援団体「自主憲法制定国民会議」の両団体についても、清原君にその運営を頼みたい」といわれ、お引き受けしました。そして以来、毎月、議員会館会議室にて研究会を開き、毎年5月3日（憲法記念日）には、国民大会を開催しております。今年の国民大会は、新型コロナ拡大で「緊急事態宣言」中なので、東京都の指示で、無観客開催となりました。今年も、昨年に続いてテーマは「現憲法に欠落の『緊急事態規定』の新設を！」ですが、特に「緊急事態宣言の法制度的意義！」を取り上げました。それらの記録資料を同封いたしました。（清原記）

## 7月 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言のため休会



### 同封資料

「第52回新しい憲法をつくる国民大会・掲載記事報告」  
『国民のための憲法改正学への勧め』チラン

先月のこの「お知らせ」では、政府の「緊急事態宣言」発令中でもあり、その「緊急事態対処規定」「緊急事態宣言規定」の法体系的意義について、同じく岸信介元総理の創立した別団体の資料を同封いたしました。国会内でも最近、諸外国の憲法には「緊急事態対処規定」「緊急事態宣言規定」が明記されているのに、現行日本国憲法は、そうした明文がないために、憲法の下で法律で基本的人権を制約する強い規定を置くことは、憲法制度理論から本来できないので、日本では国民に対して、自粛をお願いするこ

とを中心とせざるを得ないわけです。

したがって、日本も現行憲法にやはり明文を置くべきだという、上記の同じ岸信介元総理創設の団体の主張が、国会内でも注目され、菅義偉総理も、憲法改正に当たっては、まず「緊急事態対処規定」を明記すべきだ、と発言され、下村博文自民党政調会長も同様、現憲法に明文のない「緊急事態対処規定」の新設を、と主張されております。そこで、今回も、この問題についての資料を同封させていただきました。

この「基本的人権重視の近代憲法制度理論上、その基本的人権を制約する場合には、その同じ憲法内に明文の規定を置かなければならない」との法制度理論を知らないために、日本では、テレビのワイドショーや新聞・雑誌の評論などで、コロナに対する日本政府の対応が遅い、もっと強い対策を執れ、といった批判・攻撃が横行しておりますが、諸外国憲法には明文があるのに、憲法に規定のない日本では、国民に対して厳しい対策がとれない、という法制度理論を、会員の皆さまには御理解いただきたく。（清原記）





同封資料

「ワクチンの種類とその特性」

今夏もはや35度前後にもなる猛暑つづき、謹んで、暑中御見舞い申し上げます。

さて、当団体の月例会、各部会・委員会の件ですが、私は、前回の「お知らせ」にて、新型コロナウイルスによる「緊急事態宣言」の発令中は、自粛休会もやむなしとして、7月下旬に、宣言が解除され、また、コロナウイルスが収束方向にあれば、再開したい、さらに、8月は例年、休会しておりますが、これまでの遅れを取り戻すために、

出来れば再開したい、と考えておりました。

ところが、「緊急事態宣言」が8月末まで延長され、特に、この半月の様相では、変異株が大流行して、収束へと向かうどころか、東京都の感染者が毎日3千名を超えたのをはじめ、全国の感染者が毎日1万名にも増大するに至り、私もここは、世界的に収束の目安とされる国民の8割のワクチン接種が済む秋の収束時を待つほかない、と観念するに至りました。そうした実情から、会員皆様には、御了承を賜りますよう、なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

また、当団体は皆様には、毎月の「お知らせ」に添付して、皆さまがコロナウイルスに罹らないよう、そうした参考資料を同封しておりますが、今回も、ここに同封いたしましたので、どうか、御参考になさっていただきたく、存じます。

(清原記)



同封資料

『提言』第9号  
「デルタ株から命を守る」

コロナ禍に加え、気象不良の折ながら、御清祥・御健勝のこととお慶び申し上げます。さて、当団体の月例会、各部会・委員会の件ですが、私は、毎月の「お知らせ」にて、新型コロナウイルスによる「緊急事態宣言」の発令中は、自粛休会はやむなしとしても、宣言が解除されれば、早く再開したいと、毎月、申し上げており、政府が延期した「緊急事態宣言」が9月12日で解除されれば、9月後半からでも再開する方針でおりました。

ところが、その後の新型コロナウイルスの感染状況は、収束へ向かうどころか次々とその変異種が現れて、東京都の感

染者が毎日5千名を超えたり、全国の感染者が毎日1万名以上にも増大する事態で、政府も「緊急事態宣言」を道府県へ拡大し、その宣言期間も延長せざるを得ない現状です。

当団体の理事・部会長・委員長の方々も、国民のワクチン接種率が、全国民の8割以上にならないと、収束に向かわないのではないかと、それまでは待つべきだ、との御意向が多く、私も、それまで待つほかない、と観念するに至りました。会員の皆さま、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

しかし、当団体とは別ですが、やはり岸信介元総理から委託された団体の中に憲法改正を目指す団体があり、今回の「国家緊急事態対処・宣言」は、近代諸外国憲法には明文があるので、その下の法制が準備されているが、日本国憲法には明文規定がないため、その下の法制も準備されていないので、結局強い対策がとれず、自粛要請が中心となり、私は、そうした近代憲法制度理論について、折に触れて、菅義偉総理へ御進言申し上げておりますことを、申し添えます。

さて、当団体は、昭和50年後半「協和協会」と共同で機関紙『提言』を発行しており、岸信介会長が巻頭言を述べ、当時の有識者の講演も載っている貴重な資料をお送りしておりますが、今回はその9号を同封いたしました。

(清原記)



出席者一同にて  
冒頭30分、清原淳平執行理事より問題提起

令和2年新春から始まった「新型コロナウイルス」流行により、日本でも「緊急事態宣言」が発令されました。内閣総理大臣発令の「国家緊急事態宣言」下では、自粛要請に従わざるを得ず、今年に入ってからほとんど「緊急事態宣言」中でしたので、時の菅総理から9月末日に、その解除指示があったので、10月から早速再開することに決した、経過であります。

前記のように、長期のコロナウイルス禍により、会員の方々も、それぞれに考えることがありなのではないかと存じ、この日は、コロナ

禍についての意見交換会といたしました。

ただ、この間、当団体執行部も色々当時の菅義偉総理に御進言申し上げた事項がありましたので、その点を御報告いたしました。

政府は昨年、諸外国に倣って「緊急事態宣言」を発令されましたが、西欧はじめ諸外国の近代憲法は、国民の基本的な人権尊重を大原則とする明文をおいている。しかし、国家は、①地震・噴火など自然災害、②人工物の大爆発、③ペストなど疫病の流行、④戦争勃発など、国家非常事態の場合は、人権を制約せざるを得ないが、その場合は、同じ憲法の中に明文の規定をおくのが原則である。従ってその対策の法律も整備されているが、日本国憲法には明文規定がないので、政府も強い制約はできず、「自粛要請」を中心とせざるを得ない。

また、諸外国憲法には、緊急事態宣言発令中は、国会議員の任期、総指揮官たる行政のトップの任期が到来しても、3カ月や6カ月延期する明文があるが、日本には明文がないので、菅義偉総理も辞任せざるを得ない羽目になった等々説明し、日本国憲法改正の必要性を訴えた。その後出席者全員で意見交換が行われた。



高橋利行先生

政治評論家、元読売新聞  
論説委員・編集局次長・  
新聞監査委員長

私も、長年世論調査を担当していたが、接戦となっていた選挙区で軒並み与党候補が勝利するという、従来通りの出口調査や電話による調査の結果とは大きくずれ、今までの常識が通用しない選挙結果となったため、新聞・テレビ・雑誌の事前予測が外れたのもよくわかる。

投票率が低かったことも、与党の組織力によって有利な結果となったが、この選挙期間中にも、北朝鮮がミサイルを発射したり、中国・ロシアの艦船が津軽海峡や大隅海峡といった日本の領海を

一周するなど、厳しさを増す国際軍事情勢を、有権者が認識し、共産党が政権に参画する野党共闘を選択しなかった結果だ、といえる。しかし、圧勝とはいっても、自民党の議席数は減っており、いわば薄氷の圧勝というべきである。今後は、自民党内改革が、必要となってくる。

米中対立も、今後の政治に大きく影響する要素だ。冷戦時代は、ソ連に親しい感情を持つ日本人が少なく、西側陣営につくのは自然な流れであったが、中国が相手となると、経済界の反発は避けられない。政界内でも、親中派は多く、岸田内閣には難しい舵取りが求められる。

防衛予算の引き上げや、憲法改正の議論も、今後本格化して行かざるを得ないだろう。自民党・公明党の与党を初め、維新の会と国民民主党を巻き込めば、憲法改正の発議に必要な衆参両議院で3分の2を越す。来年夏の参議院選挙に向け、維新の会の課題は、大阪やその周辺にとどまらず、全国組織を持てるかどうかである。



水谷好洋先生

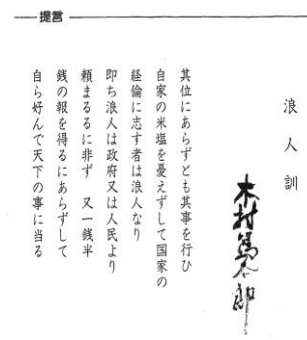
環境省地球環境局国際  
地球温暖化対策担当参  
事官

10月31日～11月12日、イギリス・グラスゴーにて開催されたCOP26の主要論点は、各国がどれだけCO<sub>2</sub>削減に関して野心的な目標を掲げられるかどうかと、パリ協定で積み残し課題となっていた市場メカニズムに関するルール作りの2つである。11月1日と2日に行われた首脳級の「リーダーズサミット」には、衆議院総選挙を終えたばかりの岸田文雄総理が出席。すべての国に野心的な気候変動対策を呼び掛け、資金面での支援増加も明言。世界各国から高く評価され

た。石炭火力発電の削減について言及がなかったとして一部NGOから非難する向きがあったが、非効率の石炭火力発電所を減らす目標については言及しており、そのような批判はごく一部にとどまり、おおむね日本に好意的だった。後半の会合には、新任の山口壯大臣が10カ国の大臣級と交渉の機会を持った。

後段のルール作りについては、途上国にもっと踏み込んだ削減目標を掲げてもらいたい先進国と更なる資金援助を求める途上国側との間でせめぎ合いがあり、難航した。特に、優れた脱炭素技術を途上国に輸出し、その成果をシェアする仕組みの中で、途上国側の二重計上を防止するルール作り、CO<sub>2</sub>だけでなくメタンも削減する目標を掲げる国とそうでない国との間の計上方法などの細かいルール作りに関しては、日本の提案が受け入れられた。また、各国が5年毎に排出削減の中間報告書を出すことになっているが、出したがらない途上国側に対して、追加支援と引き換えに報告書を出させることで合意した。

1月 新型コロナウイルス感染拡大のため休会



浪人訓  
同封資料  
『提言』第11号  
「オミクロン株で何が起きるか」

昨春から新型コロナ流行に伴い、当財団は、内閣府の直接所管であり、また月例会・部会・委員会を国会内の議員会館会議室にて開催していることもあり、政府および東京都による「自粛要請」特に総理の「緊急事態宣言」発令中は、それに従い、月例会・部会・委員会を休会してまいりました。

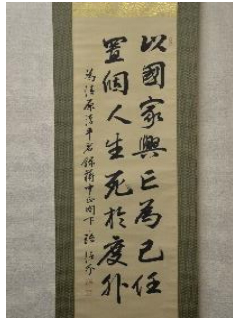
しかし、日本では、本年9月下旬から、新型コロナ感染率が急激に減少し、政府も「緊急事態宣言」を9月末をもって解除されましたので、当財団も喜びいさんで、10月から、月例会、各種部会・委員会を再開してまいりました。

しかるに、御承知のように、ここ数週間、沢山の変異株ウイルスの中でも、アフリカにおいて、すでに猛威を奮ったデルタ株とは別に、「オミクロン株」なる変異株が出現し、これがデルタ株の2倍もの感染力を持ち、すでにワクチンを2回接種した人にも感染し、しかも、いま世界の40数カ国にて、感染者が増えつつある、という事態となりました。

日本においても、空港において数名の感染者が見つかり、岸田総理大臣はじめ政府は、これが流行しないよう、全力を挙げて対処するが、国民にも一層の自粛を求めているという、現況です。そのため、当財団も、これに従い、年末・年始は、極力自粛せざるを得ない、と判断いたしました。理事兼部会長・委員長も同意見ですので、例年正月にホテルで開催していた「新年懇親会」、また各部会・委員会ごとに開催いたしておりました新年会は、自粛・休会とさせていただきます。

2月以降については、今後の状況を見て、改めてお知らせ申し上げます。  
(清原記)





## 同封資料

『提言』第12号

「オミクロン株は感染力の次元が違う」

「科学技術部会レクチャー報告」

一昨年・昨年と新型コロナウイルスのため、政府の「緊急事態宣言」発令中を中心に、政府の自粛要請に従って、月例会・部会・委員会を休会とせざるを得ませんでした。昨年の9月に「緊急事態宣言」が解除されましたので、当財団執行部も、欣喜勇躍、10月を初め11月・12月と、可能なかぎり、再開してまいりました。

そして、新しい変異種オミクロン株の海外流行はありましたが、日本ではなんとか抑えきれぬことを期待して、新年こそは各種集会を本格的に開

会したいと考えておりましたところ、御承知のように、オミクロン株は感染力が極めて高く、昨今では、東京都で毎日1万人前後、日本全国で5～6万人という数字となり、いま、政府も、多くの都道府県に「蔓延防止等重点措置」を発令し、国民へ極力、自粛するよう求めております。

こうした情勢なので、執行部は、慣例により、内部の各部長・委員長と電話相談いたしました。各位も、今の状況は、感染者が過去最高であり、先も見えない事態なので、ともかく2月中は休会すべきだとの判断に達しました。2月末予定の交通部会はいましばらく様子を見るとして、その他の月例講話会・部会・委員会は、休会することに決しましたので、ここに、お知らせ申し上げます。

なにとぞ、会員の皆さまも、御了承下さいませよう、御願ひ申し上げます。(清原記)



## 同封資料

『提言』第13号

「高齢者が命を守るための細菌性肺炎対策」

梅花美しき候ながら、なお変異株オミクロンの感染数が多く、困惑・憂慮いたしておりますが、まずは3月の月例会・部会・委員会についてのお知らせを申し上げます。

さて、一昨年・昨年と新型コロナウイルス対策のため、政府の「緊急事態宣言」発令中はもちろん、「蔓延防止等重点措置」発令中は、政府の自粛要請に従い、月例会、各部会・委員会を休会としてきました。しかし、3年目ともなると、諸外

国では、感染者の増加があっても、生活・経済活動を優先・再開させてきております。現在の岸田内閣においても、そうした方向性を採っております。

そこで、3月をどうするかを考えましたが、当財団では、月例会、部会・委員会については、一昨年当初から、基本的には、その理事兼部会長・委員長の御意見をうかがって、どうするか決定しておりましたので、今回も、その方式に従い、開催するかどうするかを決定いたしました。その結果、環境技術委員会・交通部会を再開する予定であります。ただ、3月前半は休会となることでもあり、左記の資料を同封いたしました。

(清原記)

## 「公益財団法人 協和協会」設立趣旨と活動概要

——外に対しては万邦協和、内においては政財官学民の協調和合——

当協会は、岸信介元総理を会長として、昭和49年12月、当時の総理府所管の公益法人として設立された。第2代会長は福田赳夫元総理、第3代会長は櫻内義雄元衆議院議長、第4代として塩川正十郎元財務大臣、第5代会長代行に江口一雄衆議院議員、現在は、会長代行として岸信夫衆議院議員。防衛大臣在任中は、清原淳平専務理事が代行を務める。

その設立趣旨は、「各界の志ある指導者・経験者が、党派・利害・打算の次元を超えて、真に国家的見地から、わが国立国の基礎をなす諸課題を検討して、世の中に貢献すること」を目的とする。政・財・官・学・民各界の有志をもって構成され、月例講話会に加え、内部に8つの部会と4～5の委員会があり、それぞれ専門家が集まり、これまでに政府へ138本の要請書を提出している。

## 公益財団法人 協和協会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-9-6 十全ビル 606

☎ 03-3581-1192 FAX 03-3507-8587

監修 清原淳平代表理事兼専務理事

発行 令和4年4月1日

<http://www.kyowakyokai.or.jp/>